

(参考：全日本吹奏楽連盟)

加盟団体に関する登録規定

昭和59年7月1日

改定 平成14年11月22日 平成20年3月19日 平成20年5月30日 平成27年3月20日 平成30年11月16日

会員に関する細則第8条により、会員連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条（部 門）

- 1 部門は、小学生、中学校、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学生、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することができる。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。

第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1)小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
 - (2)中学校部門 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童は認める。)
 - (3)高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める。)
 - (4)大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。
 - (5)職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - (6)一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各事業への参加については、実施規定の定めるところによる。

第4条（加盟の手続）

- 1 加盟団体は、その団体の所在地におかれたこの法人の会員連盟に所属するものとする。

- 2 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、会員連盟規約及びその他の施行細則のすべてを承認するものとする。
- 3 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて会員連盟事務局に申請するものとする。
 - (1)加盟申込書（会員連盟の所定書式による）
 - (2)会員連盟が請求する書類
 - (3)会費等

第5条（義 務）

- 1 加盟団体は、毎年会員連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に書面で会員連盟事務局に届け出ること。
- 3 会員連盟の総会など、会議に出席するとともに、会員連盟が主催する行事に参加・協力すること。

第6条（退会・除名）

- 1 加盟団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続して登録となる。
- 2 退会しようとする団体は、その理由を付し、書面で退会届を提出するものとする。
- 3 会費を1年以上滞納した場合には、任意に退会したものとする。
- 4 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、会員連盟理事会の決議を経て、会員連盟理事長がこれを除名することができる。
 - (1)加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2)吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (3)団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
- 5 退会・除名があった場合には、会員連盟は全日吹連に文書等で報告するものとする。
- 6 既納の会費は、如何なる事由があっても返還しない。
- 7 任意に退会した団体は、1年以内に再加盟することはできない。また、除名された団体は、3年以上を経たのち、会員連盟理事会の承認を得て再加盟することができる。

第7条（附 則）

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、平成27年4月1日より施行する。